

# 四国中央市総合計画審議会条例

平成16年4月1日

条例第13号

改正 平成17年6月10日条例第29号

平成23年9月22日条例第21号

平成24年6月21日条例第16号

(題名改称)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平24条例16・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(平24条例16・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(平17条例29・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例16・全改)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月10日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年9月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。